

23年度所得税税制改正

※ 平成23年分から適用されます

☆ 公的年金等に係る雑所得を有する居住者で、その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下でその年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、その年分の所得税については確定申告書を提出しなくてもよいこととされました。

☆ 申告義務のある者の還付申告書の提出時期は、その年の翌年1月1日から提出できます。

☆ 電子証明書等特別控除（適用期限を平成24年まで延長）は、税金控除額を平成23年分は4,000円
平成24年分は3,000円
（漸減されることになりました）



扶養控除

扶養親族の年齢	対象年齢	改正後
15歳以下（年少扶養親族）	平成8年1月2日以降に生まれた人	廃止
16歳以上18歳以下	平成5年1月2日から平成8年1月1日以前に生まれた人	38万円
19歳以上22歳以下 （特定扶養親族）	昭和64年1月2日から平成5年1月1日以前に生まれた人	63万円
23歳以上69歳以下	昭和17年1月2日から昭和64年1月1日以前に生まれた人	38万円
70歳以上（同居老親等）	昭和17年1月1日以前に生まれた人	58万円
70歳以上（同居老親等以外）		48万円



障害者控除

年少扶養親族に対する扶養控除の廃止に伴い、居住者の扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合の扶養控除又は配偶者控除の額に35万円を加算する措置に代えて、同居特別障害者に対する障害者控除の額が75万円（改正前：40万円）に引き上げられました。

区 分	認定は市町村等、都道府県知事	改正後
一般の障害者	身体障害者手帳3～6級の方 精神障害者保健福祉手帳2・3級の方 知的障害者（療育手帳）と判定された方	27万円
特別障害者	【特別障害者】	40万円
同居特別障害者	身体障害者手帳1級及び2級の方 精神障害者保健手帳1級の方 重度の知的障害（療育手帳）と判定された方	75万円

※ 障害手帳をもっていない方も対象になることがあります。